

4 . 健康・福祉専門部会

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	児童福祉関係（保育所関係）
調整の内容	当面はそれぞれの方針を維持する。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
<p>公立保育所の運営 施設； 32 箇所 定員； 3,471 人 基本保育時間； 7 時 30 分～18 時 30 分 保育年齢； 0 歳児～5 歳児 18 箇所 2 歳児～5 歳児 7 箇所 3 歳児～5 歳児 7 箇所 運営方針； 効率的、効果的な保育所運営を図るとともに、多様化する保育需要に対応した保育施策を充実するため、民間活力の導入等による手法で、最小の経費で最大の効果を図る。</p>		<p>公立保育所の運営 施設； 3 箇所 定員； 420 人 基本保育時間； 7 時 30 分～18 時 30 分 保育年齢； 0 歳児～5 歳児 3 箇所 運営方針； 直営で適正な保育所運営を図る。</p>	<p>運営方針については、当面はそれぞれの方針を維持する。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	児童福祉関係（子育て支援関係）
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>1. ファミリー・サポート・センター事業 育児の援助を行いたい者又は育児の援助を受けたい者で、ファミリー・サポート・センターに会員として登録し、会員相互で援助活動を行い、依頼会員が提供会員へ1時間あたり700円の利用料を支払う。 事業委託先 堺市社会福祉協議会</p> <p>2. 子育てに関する情報提供 子育て情報誌「いきいき堺っ子」の配布 ホームページ作成 メールマガジンの発行</p> <p>3. 児童虐待防止対策 行政や子どもに関わる機関が参加した「堺市子ども虐待等連絡会議」を設置し、虐待予防リーフレットの配布、虐待防止フォーラムの開催とともに、発見・通告から援助に至るシステムの構築を図った。 各機関別の虐待対応マニュアルを作成・配布し、研修会の開催。</p> <p>4. まちかど子育てサポートルーム事業 地域の子育て支援機能の充実を図るため、就学前児童とその親が気楽に集まって交流を図るとともに、子育てに関する相談・地域の子育て情報の提供等を行うまちかど子育てサポートルームを設置する。 NPO 法人等に運営委託し、各支所区域に一箇所設置する。</p>		<p>1. ファミリー・サポート・センター事業 育児の援助を行いたい者又は育児の援助を受けたい者で、ファミリー・サポート・センターに会員として登録し、会員相互で援助活動を行い、依頼会員が提供会員へ1時間あたり700円の利用料を支払う。 平成16年1月より美原町直営で実施予定</p> <p>2. 子育てに関する情報提供 児童手当申請時に「ご出産おめでとうカード」を渡す。 子育て支援センターのリーフレット配布</p> <p>3. 児童虐待防止対策 基本的に連絡会議を隔月に開催。 ・児童虐待に関する関係機関との情報交換及び連絡調整 ・児童虐待の未然防止（予防）の対応 ・被虐待児に対する具体的援助についての意見交換等</p>	
		堺市の例に合わせる	
		堺市の例に合わせる	
		堺市の例に合わせる	
		堺市の例に合わせる	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	児童福祉（子育て支援関係）
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
<p>5．子育てアドバイザー派遣事業 子育て中の親子に精神的な安定をもたらし、問題解決につながる地域のセーフティネットの構築を図るため、子育て不安や虐待などの問題を抱える子育て家庭や支援を必要としている子育てサークル等に対し、適切な育児相談・支援等を行う子育てアドバイザーを派遣する。 本事業は、中央子育て支援センター事業として実施し、支所区域全てに地域子育て支援センターを設置次第、各支所地域子育て支援センター単位でアドバイザー登録を行い、中央子育て支援センターが統括する。</p> <p>6．地域子育て支援センター事業 地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。 （事業内容） 育児不安等についての相談指導 子育てサークル等の育成・支援 地域の子育て情報の提供 その他 （実施施設） ・中央子育て支援センター（堺市子育て支援プラザ内）各支所区域の地域子育て支援センターを統括する。 ・各支所区域の地域子育て支援センター（市立保育所内）各支所区域に1か所ずつ整備する。 現在、堺、中、南、北の各支所区域に整備済。</p>	<p>4．地域子育て支援センター事業 地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。 （事業内容） 育児不安等についての相談指導 子育てサークル等の育成・支援 地域の子育て情報の提供 その他 （実施施設） にし保育所で実施。</p>		<p>堺市の例に合わせる。</p> <p>堺市の例に合わせる。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	児童福祉関係（子育て支援関係）						
調整の内容	堺市の例に合わせる。								
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容							
堺 市	美 原 町		調 整 の 具 体 的 内 容						
<p>7. 乳幼児健康支援一時預かり事業</p> <p>生後6か月から小学3年までの児童が病気の回復期にあり、かつ、保護者が勤務等の都合により家庭で育児を行うことが困難な場合に、当該児童を預かる。</p> <p>(実施場所)</p> <p>堺市病後児保育室（堺市子育て支援プラザ内）</p> <p>(利用日)</p> <p>月曜日～土曜日（祝日を除く。）</p> <p>(保育時間)</p> <p>午前7時30分～午後6時30分</p> <p>(定員)</p> <p>6名</p> <p>(料金)</p> <p>利用申込料として、初日に500円</p> <p>利用料として、1日につき</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>所得税課税世帯</td> <td style="text-align: right;">2,500円</td> </tr> <tr> <td>生活保護世帯、市民税非課税世帯</td> <td style="text-align: right;">500円</td> </tr> <tr> <td>を除く所得税非課税世帯</td> <td style="text-align: right;">1,500円</td> </tr> </table>	所得税課税世帯	2,500円	生活保護世帯、市民税非課税世帯	500円	を除く所得税非課税世帯	1,500円			堺市の例に合わせる
所得税課税世帯	2,500円								
生活保護世帯、市民税非課税世帯	500円								
を除く所得税非課税世帯	1,500円								

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	児童福祉関係（母子・父子福祉関係）
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
<p>1．母子家庭等自立支援事業 市において、下記の講習会を実施（委託）。</p> <p>就業支援講習会 母子家庭及び寡婦を対象に雇用には有利な訪問介護員（ホームヘルパー）等の資格技能を取得させて就労を支援する。</p> <p>生活支援講習会 母子家庭、寡婦及び父子家庭等を対象とした生活上の支援講習会。</p> <p>2．母子寡婦福祉資金貸付事業 各保健福祉総合センターにおいて、母子自立支援員が母子家庭の各種相談に応じるとともに、母子福祉資金や寡婦福祉資金融資の申し込みの受け付けを行い、当該資金貸付にあたり、母子寡婦福祉資金審査会（通常月1回）を開催し、貸付の可否を決定している。</p> <p>3．交通遺児手当基金事業 交通事故により父母等を失った市内に住所を有する義務教育終了前の児童を養育している者に手当を支給する。 支給額1人月額7,000円（年84,000円） 年2回に分けて支給</p>	<p>1．母子家庭等自立支援事業 大阪府から案内のある母子家庭等 IT 技術研修の受講案内や訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修の受講案内を行うことにより、母子家庭及び寡婦の雇用促進を図る。</p> <p>2．母子寡婦福祉資金貸付相談業務 福祉事務所に配置している母子自立支援員が、母子家庭及び寡婦の資金貸付相談を受けることにより、大阪府への進達を行う。</p> <p>3．遺児年金支給事務 下記の状況の児童を対象として給付している。 両親が死亡（行方不明・身体若しくは精神に著しい障害を有する等含む） 両親のいずれかが死亡 両親の離別</p> <p>支給額 ・両親のない児童（年）20,000円 ・片親のない児童（年）10,000円</p>	<p>堺市の例に合わせる</p> <p>堺市の例に合わせる （母子寡婦福祉資金貸付事業は中核市への委譲事務である。）</p> <p>交通遺児手当基金事業は継続する。 遺児年金支給事務は、合併後5年間は継続する。ただし、遺児年金支給対象児童のうち、交通遺児手当基金事業の対象ケースについては、合併時点で遺児年金支給事務対象から外す（交通遺児手当基金事業に移行する）。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	児童福祉関係(母子・父子福祉関係)
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
<p>4. 児童扶養手当事務 対象者；父と生計を同じくしていない児童や父が重度障害の状態にある児童を監護している母又は養育者。 手当額；1人目全部支給(月)42,000円 一部支給(月)41,990円~9,910円 2人目 5,000円を加算 3人目以降 3,000円を加算 (上記の額は、平成15年10月分から)</p> <p>5. 児童手当事務 対象者；6歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(義務教育就学前の児童)を養育している者。 手当額；第1子、第2子の場合は月額5,000円 第3子以降の場合は月額10,000円</p>	<p>4. 児童扶養手当事務 対象者；父と生計を同じくしていない児童や父が重度障害の状態にある児童を監護している母又は養育者。 手当額；1人目全部支給(月)42,000円 一部支給(月)41,990円~9,910円 2人目 5,000円を加算 3人目以降 3,000円を加算 (上記の額は、平成15年10月分から)</p> <p>5. 児童手当事務 対象者；6歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(義務教育就学前の児童)を養育している者。 手当額；第1子、第2子の場合は月額5,000円 第3子以降の場合は月額10,000円</p>	<p>堺市の例に合わせる(国制度)</p> <p>堺市の例に合わせる(国制度)</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	高齢者福祉関係（在宅福祉関係）
調整の内容	当面は美原町制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
	<p>名称：老人健康マッサージ実施事業 内容：1年以上美原町に居住している満65歳以上の高齢者に対し、施術院において、鍼・灸の施術を実施。 利用者負担：1人あたり1,000円</p> <p>名称：家族介護者ヘルパー受講支援事業 内容：町内に居住し、かつ、各年度において、訪問介護員養成研修2級課程を修了（見込を含む）した者で、家族として、高齢者を現に介護しているか又は介護していた者を対象に、同養成研修の受講料の2分の1以内（上限30,000円）に相当する額を支給する。</p> <p>名称：家族介護者交流事業 内容：在宅介護の必要な者の家族を対象に、日帰りリフレッシュバスツアーや介護者家族の集い等を開催</p>		<p>当面は美原町制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。</p> <p>当面は美原町制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。</p> <p>当面は美原町制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	高齢者福祉関係（在宅福祉関係）
調整の内容	当面は美原町制度を存続し、5年以内に新市において調整する。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
		名称：美原町ねたきり老人見舞金・介護者激励金支給事業 内容： （対象者） ・ねたきり老人見舞金：傷病等により居宅において引き続き1年以上臥床している65歳以上の者 ・介護者激励金：ねたきり老人を現に主として介護している者 （支給額） ・ねたきり老人見舞金：10,000円 ・介護者激励金：30,000円	当面は美原町制度を存続し、5年以内に新市において調整する。

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）福祉関係（在宅福祉支援）
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市		美 原 町	
名称：障害者（児）給付金 内容：障害者（児）等に対し、各該当等級に準ずる額を支給する。 （支給額） 1・2級/A 34,100円 （年1回） 3級/B1 25,300円 4級/B2 20,100円		名称：障害者（児）等給付金 内容：障害者（児）等に対し、各該当等級に準ずる額を支給する。 （支給額） 1級/A・B1 20,000円 （年1回） 2級 16,000円 3級 13,000円 4級/B2 10,000円 5級 8,000円 6級 7,000円 公立盲・聾啞・心身障害通学施設に通学の障害児 年1回 40,000円を支給 傷痕軍人給付金 年1回 8,000円を支給 原爆被爆者給付金 年1回 8,000円を支給	
		当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者（児）福祉関係（在宅福祉支援）
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続するが、それ以降のあり方については新市において再編する。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：障害児・者住宅改修費助成 内容：重度身体障害者（児）（下肢体幹機能障害、脳原性移動機能障害は3級を含む。）及び重度知的障害者（児）を対象に、現に居住している住宅の便所、浴室、玄関、廊下、居室などの改修費のうち50万円を限度に助成を行う。</p> <p>助成額は以下の（A）及び（B）で算出した額の合計額 （A）対象経費のうち20万円以下の額 更生医療の給付または補装具の交付もしくは修理を受ける者の負担すべき額の認定方法によって算出された負担額を控除した額。 （B）対象経費のうち20万円を超える額 生活保護世帯：対象経費のうち20万円を超える額の3/3 市民税非課税世帯：対象経費のうち20万円を超える額の2/3 市民税課税世帯：対象経費のうち20万円を超える額の1/3</p>		<p>名称：障害者等住宅改造費助成事業補助金交付 内容：重度障害者等の日常生活の基礎となる住宅改造に係る経費を補助することにより、重度障害者等が住み慣れた地域で自立し、かつ安心して生活できるように、現に居住している住宅の便所、浴室、玄関、廊下、居室などの改修費のうち100万円を限度に助成を行う。</p> <p>生活保護世帯：100万円（3/3） 非課税世帯：80万円（3/3） 所得税額80,000円以下の世帯：80万円（2/3） 所得税額80,001円以上140,000円以下の世帯：80万円（1/2）</p>	当面はそれぞれの制度を存続するが、それ以降のあり方については新市において再編する。

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	障害者医療費助成制度
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
名称： 障害者医療費助成 内容： 対象者 身障手帳 1・2 級所持者、重度知的障害者、中度知的障害者で身障手帳所持者(一部負担還元金制度のある被用者保険本人を除く) 助成内容 医療保険で受診した医療費の自己負担額 給 付 障害者医療助成にかかる療養費(食事療養費を除く)・第三者行為の求償など	名称： 障害者医療費助成 内容： 対象者 身障手帳 1・2 級所持者、重度知的障害者、中度知的障害者で身障手帳所持者(一部負担還元金制度のある被用者保険本人を除く) 助成内容 医療保険で受診した医療費の自己負担額 給 付 障害者医療助成にかかる療養費(食事療養費を含む)・第三者行為の求償など		当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	母子家庭医療費助成制度
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市		美 原 町	
<p>名称：母子家庭医療費助成 内容：対象者 児童扶養手当受給者・公的年金等受給者の母または女性と、その母等により監護・養育される児童。 (一部負担還元金制度のある被用者保険本人を除く) 助成内容 医療保険で受診した医療費の自己負担額 15歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童と、その児童を監護している母または養育している女性の入通院費を助成。 また、15歳以上18歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童の入院費を助成。</p> <p style="text-align: center;">給 付</p> 母子医療助成にかかる療養費(食事療養費を除く)・ 第三者行為の求償など		<p>名称：母子家庭医療費助成 内容：対象者 児童扶養手当受給者・公的年金等受給者の母または女性と、その母等により監護・養育される児童。 (一部負担還元金制度のある被用者保険本人を除く) 助成内容 医療保険で受診した医療費の自己負担額 18歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童と、その児童を監護している母または養育している女性の入通院費を助成。</p> <p style="text-align: center;">給 付</p> 母子医療助成にかかる療養費(食事療養費を含む)・ 第三者行為の求償など	
		当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。	

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	老人医療費助成制度
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例に合わせる。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
名称：老人医療費の助成・一部負担金相当額等の助成 内容：対象者 (老医)65歳以上70歳未満で所得基準に該当する人 (一部負担還元金制度のある被用者保険本人を除く) (一負)65歳以上で重度障害者(所得制限あり) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による医療を受けている人(患者票必要) 結核予防法による医療を受けている人(患者票必要) 母子家庭医療受給者 助成内容 (老医)自己負担額から老人保健法で定められた一部負担金を控除した額 (一負)老人保健法で定められた一部負担金 給付 老人医療助成にかかる療養費・第三者行為の求償・老人医療助成及び一部負担金助成の返納金など		名称：老人医療費の助成・一部負担金相当額等の助成 内容：対象者 (老医)65歳以上70歳未満で所得基準に該当する人 (一部負担還元金制度のある被用者保険本人を除く) (一負)65歳以上で重度障害者(所得制限あり) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による医療を受けている人(患者票必要) 結核予防法による医療を受けている人(患者票必要) 母子家庭医療受給者 助成内容 (老医)自己負担額から老人保健法で定められた一部負担金を控除した額 (一負)老人保健法で定められた一部負担金 給付 老人医療助成にかかる療養費・第三者行為の求償・老人医療助成及び一部負担金助成の返納金など	同一制度のため現行のまま新市に引き継ぐ。

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	20 各種福祉制度の取扱い	関係項目	老人保健制度(国制度)
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例に合わせる。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市		美 原 町	
名称：老人保健法による医療(国制度) 内容：対象者 75歳以上の人(ただし、昭和7年9月30日以前に生まれた人は引き続き対象者。) 65歳以上で一定の障害を有する人 給付 老人医療にかかる療養費・食事療養費・第三者行為の求償など		名称：老人保健法による医療(国制度) 内容：対象者 75歳以上の人(ただし、昭和7年9月30日以前に生まれた人は引き続き対象者。) 65歳以上で一定の障害を有する人 給付 老人医療にかかる療養費・食事療養費・第三者行為の求償など	
		国制度のため現行のまま新市に引き継ぐ。	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	23 介護保険事業の取扱い	関係項目	介護保険
調整の内容	第2期事業計画は、合併時に両市町の計画を踏襲して一本化。第3期事業計画については新市として策定する。 策定・進捗管理組織は、堺市制度で実施。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
<p>介護保険事業計画</p> <p>(1) 事業計画 3年ごとに5年を1期とする保険給付の円滑な実施に関する計画を策定し、その進行管理を行う。 ・現行計画期間 平成15～17年度</p> <p>(2) 策定及び進行管理の組織 堺市社会福祉審議会</p>	<p>介護保険事業計画</p> <p>(1) 事業計画 3年ごとに5年を1期とする保険給付の円滑な実施に関する計画を策定し、その進行管理を行う。 ・現行計画期間 平成15～17年度</p> <p>(2) 策定及び進行管理の組織 美原町介護保険事業等推進協議会</p>	<p>合併後における第2期事業計画の見直し(特に平成17年度)について、合併前の計画を踏襲したうえで一本化する。 平成18年度以降の第3期事業計画については、新市として策定。 【第5回資料から再掲】</p> <p>策定・管理組織は、堺市制度で実施。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（保健・衛生関係）	関係項目	保健・衛生関係（難病対策関係）
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
<p>名称：難病患者等見舞金支給事業 対象者：大阪府特定疾患医療費援助事業の受給者証所持者、堺市小児慢性特定疾患治療研究事業対象者、大阪府指定疾患医療受給者、先天性血液凝固因子障害疾患、進行性筋萎縮症に罹患する者 内容：難病患者等の療養生活を見舞う趣旨で、大阪府特定疾患医療費援助事業の受給者証所持者に17,000円を、堺市小児慢性特定疾患治療研究事業対象者及び大阪府指定疾患等に罹患する者等に10,000円を支給している。</p>	<p>名称：障害者（児）等給付金 対象者：大阪府特定疾患医療費援助事業の受給者証所持者 内容：大阪府特定疾患医療費援助事業の受給者証所持者に見舞金として8,000円を支給。ただし、特定疾患者が身体障害者手帳を有している場合は、見舞金と手帳の等級に応じた基準額とを比較して大きい方の金額を支給する。</p>	<p>当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い(保健・衛生関係)	関係項目	保健・衛生関係(その他)
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。		
現		況	
堺市		美原町	
	共有墓地等環境整備事業補助金		区有共同墓地施設整備等補助金
法令等 目的	堺市共有墓地等環境整備事業補助金要綱 市内の共有墓地及び周辺的生活環境の保全を 図ることを目的とする。	法令等 目的	美原町区有共同墓地施設整備等補助金交付要綱 区有共同墓地の施設整備等を促進し、もって環境 衛生の向上に寄与する。
対象者	経営の許可を受けている墓地又は火葬施設 で、民主的に管理運営がなされている墓地管 理委員会等。	対象者	共同墓地の代表者。
対象事業 補助金	交付要綱に定める事業 予算の範囲内で、交付要綱に定める額	対象事業 補助金	交付要綱に定める事業 交付要綱に定める額
調整の具体的内容 当面はそれぞれの制度を存続し、それ以降のあり方については新市において調整する。			

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
20 各種福祉制度の取扱い	市立保育所児童の健康管理	町立保育所児童の健康管理	その他	当面はそれぞれの制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
20 各種福祉制度の取扱い	老人医療にかかる保険給付の返納金(老健)	老人医療にかかる保険給付の返納金(老健)	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	老人医療にかかる診療報酬明細書の点検(資格・内容)(老健)	老人医療にかかる診療報酬明細書の点検(資格・内容)(老健)	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	老人医療にかかる医療費通知(老健)	老人医療にかかる医療費通知(老健)	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	老人医療にかかる保険者通知(老健)	老人医療にかかる保険者通知(老健)	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	老人医療にかかる重複受診者、多受診者の指導(老健)	老人医療にかかる重複受診者、多受診者の指導(老健)	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	老人医療(老健)交付金(基金)、負担金(国・府)申請・請求・精算	老人医療(老健)交付金(基金)、負担金(国・大阪府)申請・請求・精算	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	老人医療費助成の過誤調整(資格)	老人医療費助成の過誤調整(資格)	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	老人医療助成にかかる補助金(府)申請・請求・精算	老人医療助成にかかる補助金(大阪府)申請・請求・精算	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	一部負担金助成の過誤調整(資格)	一部負担金助成の過誤調整(資格)	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	一部負担金助成にかかる補助金(府)申請・請求・精算	一部負担金助成にかかる補助金(大阪府)申請・請求・精算	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	障害者医療費助成の返納金	障害者医療費助成の返納金	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	障害者医療費助成の過誤調整(資格)	障害者医療費助成の過誤調整(資格)	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	障害者医療助成にかかる補助金(府)申請・請求・精算	障害者医療助成にかかる補助金(大阪府)申請・請求・精算	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	母子医療費助成の返納金	母子医療費助成の返納金	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	母子医療費助成の過誤調整(資格)	母子医療費助成の過誤調整(資格)	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
20 各種福祉制度の取扱い	母子医療助成にかかる補助金(府)申請・請求・精算	母子医療助成にかかる補助金(大阪府)申請・請求・精算	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	乳幼児医療費助成の過誤調整(資格)	乳幼児医療助成の過誤調整(資格)	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
20 各種福祉制度の取扱い	乳幼児医療助成にかかる補助金(府)申請・請求・精算	乳幼児医療助成にかかる補助金(大阪府)申請・請求・精算	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
22 国民健康保険事業の取扱い	国民健康保険被保険者の資格得喪及び被保険者証等の交付	国民健康保険被保険者の資格得喪及び被保険者証等の交付	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
22 国民健康保険事業の取扱い	保険料の賦課(仮算定・本算定・新規・更正)	保険料の賦課(仮算定・本算定・新規・更正)	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
22 国民健康保険事業の取扱い	保険料の収納管理	保険料の収納管理	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
22 国民健康保険事業の取扱い	保険料の口座振替	保険料の口座振替	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
22 国民健康保険事業の取扱い	保険料の還付	保険料の還付	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
22 国民健康保険事業の取扱い	出産育児一時金の貸付	出産育児一時金の貸付	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
22 国民健康保険事業の取扱い	被保険者証の更新	被保険者証の更新	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
22 国民健康保険事業の取扱い	簡易申告	簡易申告	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
22 国民健康保険事業の取扱い	保険料の納付証明書	保険料の納付証明	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
22 国民健康保険事業の取扱い	保険料の減免基準	保険料の減免基準	その他	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内を目途に調整する。
22 国民健康保険事業の取扱い	保険料の徴収猶予	保険料の徴収猶予	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
22 国民健康保険事業の取扱い	保険料の分割納付	保険料の分割納付	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
22 国民健康保険事業の取扱い	保険料の延滞金	保険料の延滞金	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
22 国民健康保険事業の取扱い	滞納処分	滞納処分	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
22 国民健康保険事業の取扱い	優良健康世帯報償事業	健康世帯表彰事業	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
22 国民健康保険事業の取扱い	すこやか健診の一部負担金助成事業		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
22 国民健康保険事業の取扱い	子宮がん検診の一部負担金助成事業		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
22 国民健康保険事業の取扱い	乳がん検診の一部負担金助成事業		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
22 国民健康保険事業の取扱い	胃がん検診の一部負担金助成事業		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
22 国民健康保険事業の取扱い	大腸がん検診の一部負担金助成事業		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
22 国民健康保険事業の取扱い	短期被保険者証の交付	短期被保険者証の交付	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
22 国民健康保険事業の取扱い		督促手数料の徴収	廃止	廃止する。
22 国民健康保険事業の取扱い	国民健康保険料収納対策基金		堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
22 国民健康保険事業の取扱い		国民健康保険事業財政調整基金	廃止	廃止する。
22 国民健康保険事業の取扱い		高額療養費資金貸付基金	廃止	堺市の例に合わせ、一般会計からの貸し付けにより実施する。
22 国民健康保険事業の取扱い		国民健康保険出産費資金貸付基金	廃止	堺市の例に合わせ、一般会計からの貸し付けにより実施する。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い（保健・衛生関係）	犬の登録・狂犬病予防注射に関する事	犬の登録、狂犬病予防注射に関する事	堺市制度で実施	但し、集合注射については、合併当初は美原町制度を存続する。鑑札・済票交付等の委託業務は関係団体と調整する。